



それでは、ただいま上程されました諸議案について、御説明申し上げます。

議案第 92 号及び議案第 93 号は、令和 5 年度の補正予算であります。

議案第 92 号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、国の経済対策において示されておりました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、この度、その事業概要等が明らかにされたことから、物価高騰等による負担感が大きい低所得者世帯を支援する物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費を計上するとともに、物価高騰等に直面する市民生活を支援し、地域における消費を喚起する商品券発行事業費の財源として活用するものとなります。また併せて、後ほど御提案させていただきます山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正に伴う、国民健康保険特別会計への繰出にかかる経費も計上しております。追加議案とはなりますが、これらは速やかな予算措置が必要な案件の補正であり、歳入歳出それぞれ 6 億 576 万 3,000 円を追加し、予算総額を 347 億 4,096 万 7,000 円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、国庫支出金 5 億 1,356 万 7,000 円、県支出金 3 万 8,000 円、繰入金 9,215 万 8,000 円をそれぞれ増額しております。次に歳出については、民生費 6 億 576 万 3,000 円を増額しております。

議案第 93 号は、国民健康保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、後ほど御提案させていただきます山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正に関するものであり、国が市町村の条例改正の時期に合わせて発出する関連資料について、先般、修正が行われたことから、追加議案となったものです。

補正の内容としまして、産前産後保険料軽減制度創設に関連し、国民健康保険料を 15 万 5,000 円減額し、繰入金を 15 万 5,000 円増額しております。

結果、予算総額は 71 億 8,226 万 5,000 円のまま変わりありません。

議案第 94 号は、山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正であります。

これは、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本等の交付事務において、本籍地以外での戸籍謄本の交付事務等の新たな事務を市町村長が行うこととなるため、交付事務の際に徴収する手数料の金額及び語句の変更等、所要の改正を行うものであります。

議案第 95 号は、山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正であります。

これは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の保険料について、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額を減額するため、所要の改正を行うものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。